

障第 186 号  
平成 30 年 4 月 27 日

各放課後等デイサービス運営法人 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

平成 30 年 4 月 1 日以降の放課後等デイサービス事業所における人員配置について

標記の件については、平成 29 年 12 月 12 日付け障第 1141 号岐阜県健康福祉部障害福祉課長通知「障害児通所支援事業等の指定基準等の改正に伴う対応について」の「2 人員基準の改正に伴う対応について」により周知しているところです。

このたび、経過措置期間（平成 30 年 3 月 31 日まで）が終了したことに伴い、あらためて周知しますので、各運営法人においては人員配置基準を満たしたうえで適切に事業所を運営してください。

#### 記

#### 1. 人員配置基準（児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について）

○合計数が以下の区分に応じてそれぞれに定める数以上

（ア）障害児の数が 10 人まで・・・2人以上

（イ）10 人を超えるもの・・・2人に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

○1人以上は常勤

○人員基準上配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士であることが必要。

【例】定員 10 名→人員基準上最低必要となる職員 2 名のうち、いずれか 1 名は児童指導員又は保育士

※1 障害福祉サービス経験者 2 名や指導員（その他の従業者）では不可。また、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）を修了したことをもって、人員配置基準に算入することも不可。

※2 人員基準上、配置すべき従業者に定められた従業者に加えて職員を配置する場合は、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなくてもよい。

## 2. 各職種の資格要件

- 児童指導員 . . . 別添に該当する者
- 保育士 . . . 保育士登録を行っている者（保母資格のみ所有している者や保育士試験に合格しただけの者では不可）
- 障害福祉サービス経験者 . . . 高校卒業以上で、2年以上かつ実際に業務に従事した日数が360日以上「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスに従事した者

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木・田邊
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		